

WTO協定改正議定書(貿易円滑化協定)

Protocol Amending the Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization (Agreement on Trade Facilitation)

<1995年のWTO設立以来初めて全加盟国(160箇国・地域)が参加して作成された新協定>

目的

税関手続の透明性の向上及び迅速化等のため、世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定を改正し、貿易の円滑化に関する協定を追加する。



2013年12月
第9回WTO閣僚会議(於パリ)

背景

貿易円滑化、農業、開発

- 2004年11月:WTOドーハ・ラウンド交渉の一分野として貿易の円滑化に関する交渉を開始
- 2013年12月:第9回WTO閣僚会議において貿易の円滑化に関する協定を採択(バリ合意の一部)
- 2014年11月:全加盟国が参加するWTO一般理事会において、同協定をWTO協定に追加するための改正議定書を採択(2015年1月現在:未発効)

主な内容

改正議定書

◆WTO協定を改正し、**貿易の円滑化に関する協定を追加**することを規定

附属書:貿易の円滑化に関する協定(全24条)

- ◆貿易手続の**透明性の向上・迅速化**(第1条,第2条,第3条,第7条,第10条他)のための措置
【例:インターネットでの貿易手続の公表,輸入申告書類の事前の受理】
- ◆税関当局間の**協力**(第12条)【例:情報交換】
- ◆開発途上国及び後発開発途上国に対する**優遇措置**(第14条-第20条)及び**能力構築**(第21条)【例:受入研修,専門家派遣】
- ◆**WTO紛争解決手続の適用**(第24条) 等

先進国:経済界が途上国で直面する問題(不明瞭な貿易手続規則等)の改善
途上国:輸出入手続の改善による貿易・投資の拡大

双方に利益

追加

改正議定書の発効により、貿易の円滑化に関する協定がWTO協定の一部となる。

WTO協定

協定本文
附属書一
附属書一A
:
補助金及び相殺措置に関する協定
セーフガードに関する協定
貿易の円滑化に関する協定
附属書一B
附属書一C
附属書二
附属書三
附属書四



早期締結の必要性

- 生産過程を国際展開している**我が国企業の経済活動を後押し** → 日本経済の成長を促進
- 貿易取引コスト削減による**世界経済の成長** → 世界全体で1兆ドルのGDP押し上げ効果(民間シンクタンク試算)
- 多角的貿易体制**の更なる強化を積極的に推進 → 世界経済の安定的発展に寄与

※改正議定書は、加盟国の三分の二の受諾により発効する(2015年1月現在、米国、シンガポール、香港が受諾)。